特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

木曽岬町長

公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づく被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付、地域支援事業を行う事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・被保険者に係る届出受理、その届出に係る事実についての審査又は応答・被保険者証又は認定証等の交付・介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給・要介護要支援認定、要介護要支援更新認定又は要介護要支援状態区分変更の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請受理、その申請に係る事実についての審査又は応答・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請受理、その申請に係る事実についての審査又は応答・保険料の賦課、収納管理、滞納情報等の管理 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符
	号を用いて行う。
③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
(1)介護保険特定個人情報フ	アイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100の項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(表における情報提供の根拠)2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項(表における情報照会の根拠)131、132の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6 他の評価実施機関	

0. 他切計圖天應饭闰	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6104
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	l	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	7年7月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

上きい値判断結果基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・ 機関については、それぞれ	重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたノ	(手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	iじた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行なっている。 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行なう住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則として行なっている。 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残してい					

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正4) 委託先における不正な使5) 不正な提供・移転が行わる6) 情報提供ネットワークシス	はるリスクへの対策 事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 不正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) マステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 マステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、PV	PW等を適切の管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	11 1 多 1 / 佰 到 縣 百 日	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	II 関連情報	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変 更。
平成29年7月10日	1 1 多八個判紙項目	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	17 多八個判斷項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	福祉健康課長 松本 大	福祉健康課長	事後	様式変更に伴う修正。
	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年4月8日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年4月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	課名変更に伴う変更。
令和6年10月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	様式変更に伴う修正。
令和6年10月1日	I 関連情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	・番号法第19条第8号に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報3. 個人番号の利 用	1. 番号法第9条第1項及び別表第一68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	表の主務省令で定める事務を定める命令第50	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25 条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(表における情報提供の根拠)2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項(表における情報照会の根拠)131、132の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。